

第4回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年10月29日（火）15:40～16:59

2. 場所：中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、林いづみ

（専門委員）北村歩、本間正義、松本武、渡邊美衡

（政府）後藤田内閣府副大臣

（関係団体）大潟村あきたこまち生産者協会、宮城大学

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官

4. 議題：

（開会）

1. 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について
関係者からのヒアリング

・（株）大潟村あきたこまち生産者協会

・宮城大学 大泉教授

（閉会）

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻でございますので、第4回「規制改革会議農業ワーキング・グループ」を開催いたしたいと思っております。

皆様方には、御多用中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、所用により、浦野座長代理、滝委員、長谷川委員、田中専門委員は御欠席でございます。

また、本日は後藤田副大臣にも御出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、後藤田副大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。

副大臣、よろしく願いいたします。

○後藤田副大臣 本日は、大変お忙しい中、委員の皆様方には、皆さんの経験、知見をまた御開陳いただくということで、本当にありがとうございます。

本日の議題は「農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方」でございまして、お二方からお話を頂戴することになっております。

組合員の皆様に最大の奉仕をする農協という本来の目的を踏まえつつ、今後の農協の在り方につきまして、幅広い観点から皆様方の活発な御議論をしていただきますことをお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○大川次長 副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様には御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、ここからの進行は、金丸座長をお願いいたしたいと思います。

座長、よろしくお願ひいたします。

○金丸座長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日は「農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について」ということで、株式会社大潟村あきたこまち生産者協会の涌井代表と宮城大学の大泉教授からの御説明を頂戴いたしまして、その後、皆様と意見交換をさせていただきたいと思います。

それでは、涌井代表、お願ひ申し上げます。

○涌井代表 どうもこんにちは。

今日は、このような機会をいただきまして、大変ありがとうございました。

今回、皆さん方に御提案させていただくのは、東日本コメ産業生産者連合会の事業ビジョンです。

具体的に何をしたいのかというと、新しい農協を作ることです。新しい農協というと、聞きようによっては語弊が生じるかも知れませんが、既存の農協は総合農協として、生活用品の販売、生命保険、営農指導、農産物の販売、車の販売、整備工場、病院の経営、葬儀場の経営等、「ゆりかごから墓場まで」と組合員家族の日常生活に関わっております。しかし、そういう中で米を作ることや、または農業に命をかけている大規模専業農家、または農業法人から見たら物足りないという認識が多々あります。そのことは、結果として、農協と大規模専業農家との心のギャップというものが徐々に広がってきました。

そういう中で、今、国もTPPに参加するために交渉に入っています。そして、先日、減反をなくそうということも出てきました。そういう中で専業農家、大規模農業法人が今後農業経営者として、自分の経営だけではなく、国民食料の安定供給に貢献できる場をどのように作ったらいいのかということをおのライフワークとして考え続けてきました。

そして、数カ月前から、このことに取り組み始め、今日定款ができて、11月1日に会社を登記しようということで準備を進めています。

具体的に何をするかというと、まずは既存の総合農協とは違うスタンスでいくが、既存の農協と対抗するものではなく、総合農協は総合農協としての役割、そして東日本コメ産業生産者連合会は株式会社等、専門農協としての役割に特化するということです。そのため、販売支援としては、実需者との契約栽培システムを構築する。また、輸出においては、商社と提携し、生産者の負担やリスクの解消に取り組む。

次に、コスト削減として、単なる肥料、農薬、資材等の共同購入だけではコスト削減は不十分です。日本の農業法人の最大の致命傷は、地域完結型なのです。例えば秋田県だけ

で農業をやっていると、田植えの時期も稲刈りの時期も一緒になりますから、どうしても面積が拡大できず、コストが下がりません。

そこで、できれば農地を持つのだったら九州から北海道まで持つ。だから今回、農地中間管理機構においては、県内だけで農地を配分、集積するのではなくて、県境を越えた農業法人が農地を持てるような状況を造って頂くと、稲刈りも田植えも3カ月以上の幅が持てます。

同一地域で面積を大きくする場合は、農機具が北海道から九州まで移動できる会社を作る。これは主要なリース会社と農機具メーカーと提携し、その中で北海道から九州まで移動できる会社を作る。あるリース会社からは、秋田と苫小牧と新潟と敦賀に農地を造ると日本海を船で動けますねという話を聞きましたが、本当にそのようなことができるわけです。夕方使った農業機械がフェリーに乗って、次の日の朝、秋田へ着く。秋田で使ったら、夕方フェリーに乗って新潟に行くようなことができるわけです。非常に簡単にできます。そういうことができるようにしたいなということです。

それと、6次産業化ですね。今、私も国の農業ファンドをやっていますけれども、農業法人が個々でやると非常に小さい規模になります。無菌パックご飯工場でも精米工場でも、他の米菓工場でも50億円単位の仕事をやるのは、農業法人単独では無理なのです。そこで連合会とメーカーが連携し、地域の農業法人と提携してやっていくようなことをしたいなと考えております。

それと、今、農業後継者がどんどん減っていきまして、お年寄りが多くなって、実際に国が農地中間管理機構を設けたとしても、農地の担い手がないということも考えられます。特に秋田県は700ヘクタールの農地に一人しか農地後継者がいないのです。青森県はたしか150ヘクタール、新潟県は100ヘクタールです。700ヘクタールの農地に農地後継者が一人しかいないのでは農地をまとめてもやる人がいないのではないか。その場合、北海道から九州まで全て受け、経営できる状況にして、地域の新規就農者に貸し出すとか、一緒に経営に参加してもらおうということを進めたいなと考えております。

今までの米の販売については、生産者が作り、農協に出し、農協が卸業者、加工業者に販売しております。しかし、酒造業界や米菓業界にとっては欲しいだけの米が来ない。農家はそういう米を作ってもいいのだけれども、買ってくれる人が見つからない。要するに、加工用米の作付けというのは、実需者との事前契約になっていますが、農協は積極的に進めておりません。農協は基本的に銘柄米を集荷し、それを卸すだけになっています。だから、そういう米を作りたい農家がいても、販売する場所が無いから作ることができません。

そこで、今回の我々の提案は、実需者から要望のあった米を専業農家に提案するということです。ただ、そのとき、今、大潟村は加工用米、もち米を1万円でやっていますが、仮にそれを8,000円を出せと言われても、農家が作れなければだめなわけです。だから、農家が作れる実需者も了解できる価格というのがどこかで折り合わせる場所、折り合わせる機能をここに設けることにより、実需者が必要とするものを農家に作ってもらおうという

ことです。

こういう組織を私が株式会社と言っていますが、私と数人の人が集まって会社を作って、農協と同じような事業を起こすということではありません。きっかけを作る。私は、いわゆる制度が一つ変わるとき、たとえば言葉があれなのですけれども、明治維新は薩摩と長州の西日本から起きました。農業維新は東日本から起こす。そういう意味で維新の役割を果たす、そういう思いで今、話をしております。

そういう中で、この組織を運営するときに、私たちでは力不足ですので、シンクタンクにいろいろ支援をお願いしています。その中で一番大きな課題がありました。お金です。農協は100兆円の貯金を使って、前渡し金とか仮渡し金でありますね。農協が仮に2兆円ほど出せば800万トンはみんな買えるのですね。我々としては1円も金がありませんので、この組織を農業ファンドに組み入れることにより、全国のサブファンドにも入ってもらおう。サブファンドと国が出資し、農業法人も出資することで公性、透明性の高まる組織にしたいと考えています。

そこでいわゆる金融シンジケートローンを作るため、具体的な準備に入ろうとしております。

金融機関だけでなく、いろいろなシンクタンクに入ってもらいながら、金融ファイナンスが整うと、農協とは違う新しい組織ができ上がるのではないかと考えております。

ただ、これは先ほども言いましたように、私も65歳の農家ですので、発想まではするけれども、最後の仕上げをする力はありませんので、そういう人たちに入ってもらいながら、国のほうからもいろいろ指導をいただきながら、一つの事業にしていければと思っています。

大体このぐらいで。あと細かいのは、後でまたよろしく申し上げます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、大泉先生、お願いいたします。

○大泉教授 宮城大学の太田と申します。

私の資料は資料2になります。

規制改革会議には久しぶりに出てきたなという感じで、2009年まで、そこにいらっしゃる本間さんと御一緒に農協の第三者監査の問題などをずっと詰めていました。

今日は農協の課題ということで、どこをどうするという話よりも、何が問題なのかといったところを普通の目で見てみたいと思ったわけでありまして。時間もありませんので、これを読む形で進めさせていただきます。

1番目、農協組織は変化しましたねという話です。農協は、農業者の団体としてこれまで日本の食料供給において大きな役割を果たしてきました。

しかし、社会が変化する中で、大きく変貌させ、組織並びに事業ともに戦後設立時とは大きく異なったものとなっております。特に組織に関しては、農協は様々な組織改革を行ってきたのですが、変容を一言で言えば「金融機関化、地域組合化、株式会社化」。つま

り、農業振興の団体なのか金融機関なのか、あるいは農業者の団体なのか地域の団体なのか、協同組合なのか株式会社なのか、そういったことがよくわからないような状態になっていて、これはある意味、脱農化の進展でもあろうと考えております。

では、事業の変貌はどうかといいますと、農協の目的は言うまでもなく「農業生産力の増進」及び「農業者の経済的社会的地位の向上」を図って、もって「国民経済の発展に寄与すること」である。

個別の農協には、確かに独自の農業振興への取組事例が見られます。ただ、農協全体としての農業の発展、あるいは農業振興の取組に関しては、その姿勢も含めて幾つかの懸念事項があります。

何より、農業産出額、所得とも減少しておりますし、農協の営農指導事業が縮小しつつあるという事実がございます。それと考え方に関しては、ここに①から④まで述べておきましたが、農業を底支えするような農業ビジョンが、農協の資料を見ても盛んに出てまいります。しかし、では農業を発展させる、所得を向上させるという成長させるための農業ビジョンは、実はどこにも出ておりません。

2番目は、私は農業成長ビジョンが必要だと考えているのですが、そのためには、市場指向型農業だとか、農産物輸出への取組、営農・販売事業の再編、他産業との連携などが必要だと考えているのですが、ただ、市場原理の導入を初め、これら成長に必要なと思われる事項に関しては、概して農協は否定的であります。つまり「農業生産力の増進」実現への認識が弱いのではないかとということ。

さらに言いますと、それを実現するための経営や人材、担い手の確保等に関しても認識が弱いのではないかと。といいますのも、農業人材を確保するには、私は株式会社の参入も含めて、広く国民に開かれた関係を構築して、その所得向上、生産力の向上を図るべきと考えているのでありますが、これらに対してはいずれも消極的であり、むしろ否定的でさえあります。

4番目になりますが、「稲作偏重・米価維持・生産調整重視」「行政下請け」の体質が根強く、市場原理への否定的意識を醸成しているのではないかと。つまり、生産目標数量を配分するということは、市場原理に基づかない生産を助長するということで、市場原理に否定的な意識を醸成している。かつまた、政官業のトライアングル構造を維持するための根拠に、この生産調整や米価維持をしているところがある。

こうした事態に対して、これは非常に穏やかな言い方だと思っているのですが、それに対して農協は何らかの見解、説明、さらには対応が必要なのではないかと考えております。

3番目ですが、農協は相互扶助・協同に依拠した「地域くらし戦略」というのを作っております。これは中身を見ますと、どうも都市農協や平地農協、要すれば財務状態のいい農協に限られるようでありまして、本来の地域マネジメントを必要とする限界農村だとか中山間農村では、むしろ撤退が見られて、本当に共同、相互扶助に依拠したマネジメントにいかに応えるかというのが農協にとっては課題となっているのではないかと考えており

ます。

そうしたことを含めると、4番目、農協法の改正もどうしても必要なのかと考えているのですが、農協事業、組織形態においては、農協法で想定された状況からは大きく乖離した状態にあります。これを広く国民へ説明し、さらには矛盾を解消するため、法律改正も視野に入れた農協の在り方にかかわる国民的議論を喚起する必要がある。農協はそう努めるべきであろうと考えております。

特に農協法との乖離が著しくなっているのは、次の3点であります。

まず1番目、農業者の共同組織という組織規定に関してですが、農業者よりも非農業者の准組合員のほうが多い組織の現状を踏まえて、農協が本来、農業者の組織であることをどのように理解すればいいのか、これに応えなければいけないと思います。

2番目は、農協の組合資格に関してであります。利用者の経営参加を基本理念とするのが協同組合ですが、現に経営に参加していない利用者、准組合員が過半を占めるという現状を踏まえて、准組合員の議決権、さらには既に農業者ではない正組合員の資格等々をどうするのかということを考える必要がある。

それから、3番目は農協の目的です。農業の生産力の増大ということに対して幾つかの懸念が生じる中で、農協は総合事業と称して「ゆりかごから墓場まで」の多目的事業を展開しているわけではありますが、そうした現状を踏まえて、この状態を本末転倒とはならないのかと、農業振興事業の見直しが必要ではないかということでもあります。特に必要なのは、協同組合員としての公共性、共同性の観点に立った目的の定立は必要ないのだろうかということでもあります。

最後に、私が申し上げたいのは、いずれにしても農協の事業、組織というのは、大幅な変貌をしております。そうした変貌を踏まえて、どうも法律との折り合いも悪いし、人々が農協に期待する内容とも違っておりますので、今日において農協の本来的に果たす役割や、新しい時代に合った農協の在り方、新たな農協の制度設計の検討が広く求められるのではないだろうかということが、私が本日、規制改革会議で申し上げたいことでもあります。

今までの農協に対する批判に対して農協はどのように答えているのかということについて、私は、営農販売体制の構築が果たして今の農協に可能なのかということの問題提起しております。これは具体的に言ってしまうと、民間では営農販売会社のようなものがたくさんできております。それらが農業振興のリーダーシップをとっております。大潟村あきたこまち生産者協会もそうしたものの一つでありますし、名前を挙げろと言われれば、幾つか挙げることは可能です。こうしたことが果たして農協でできるのか。

2つ目は、稲作偏重、米価維持からの脱却が可能かということでもあります。農協は米価維持、稲作偏重といった中に漬かっておりますが、なぜ生産調整など米価維持に固執するのか、いろいろ意見があります。総合事業の中心に米があるとする考えとか、共同計算方式の魅力だとか、販売手数料が魅力だとかいろいろありますが、私は、どうも農協は米価形成にコミットできる魅力の一つを持っていて、それが結局行政と一体化することによっ

て、行政と農協は一体だという政官業のトライアングル構造を作るためにこの米を利用していると考えております。ですから、米事業にこだわるというのは、別に経済計算でも何でもなくて、自分たちの組織を政官業の中に位置付けるための手法として米価維持を語っていると理解しております。反論も多分あるだろうと思いますが、これまでそのように利用してきたのは事実だろうと思います。

ですから、農協が本当の民間の組織になるためには、ここを断ち切らないと、本当の民間の組織にはなれないと思いますので、この2点、つまり、営農販売組織を作れるかということと、行政の末端組織からの離脱ができるか、米価維持思考から逃れられるかということ、農協が御自身としておやりになる課題として挙げておきたいということでございます。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、お二人の御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 ありがとうございます。

大泉先生にお尋ねしたいのですが、私も常々、行政とJAとの関係性については疑問を持っておりまして、あくまで一民間組織であるにもかかわらず、行政の代執行機関的な色合いが非常に地域で行われているということに疑問を持っております。

農協自体がそういう行政との距離を保つということも求められると思うのですが、私はその逆で、農水省を含め、行政がいいように使ってしまったということに対する責任、これについても問題があるのではないかと思います。例えば自治体もそうですけれども、そういう行政側がサボタージュしていた部分を農協がやらざるを得なかったというところもあるのではないかと思います。その点についてはいかがお考えでしょうか。

○金丸座長 大泉先生、お願いいたします。

○大泉教授 おっしゃるとおりだと思います。

ただ、2002年ぐらいでしたでしょうか。農水省は農協に関する検討委員会というものを作りまして、農協と経済団体のイコールフットィングを図るということで、様々な事業を農協を通して実現するということを改正しているのです。ですから、農協だけではなく、ほかにいろいろな団体があれば、そこをお願いするよというように、姿勢はそういう姿勢をとっているのです。

ただ、現実には農協に替わる団体がありませんから、結局また農協に頼むということになってしまうわけです。農協が悪い、あるいは農水省が悪い、政治家が悪いということが言われるのですけれども、これはどこが悪いということではなくて、体制として築かれているのです。政官業のトライアングル構造としてつくられていて、そのシステムを維持するために、農協は米価に対して非常に執着するわけです。ですから、どこが悪いから、ここ

でおたくが考えるということではなくて、多分、私は米事業から農協が撤退する、あるいは民間になるといったあたりが解決策の一つの道かなと思います。

今、400万トン農協が支配しているという言い方はまずいかもかもしれませんが、コントロールしていますね。これを単協あたりのお互い切磋琢磨の競争構造に持っていけば、多分農協同士が切磋琢磨するということで、農協が行政の末端に位置付けられて代行するということは、少しは緩和されるかと思えます。今、農水省が生産調整を割り当てしているから、それを受けて代執行しているのだという言い方もありますが、そこも絶ち切れれば大分変わってくるかと思えます。

○金丸座長 ありがとうございます。

本間先生、お願いします。

○本間専門委員 初めに涌井さんにお伺いしたいのですけれども、なかなか壮大な構想で、是非とも成功してほしいと思うのですが、東日本コメ産業生産者連合会の「生産者」のところももう一つ見えないところがありますので教えて下さい。組織としてはかなり御説明いただいたのですが、どういう生産者を対象にして、その人たちは農協ではなくて、正に涌井さんのところの連合会を選ぶのだけれど、どこかに書いてありましたね、農協と競合するのではなくて、両方ともやっていくのだよというお考えのようのですけれども、どういう生産者を連合会の会員として想定しているかということについてお願いします。

○涌井代表 要は、先ほども言いましたように、一般の総合農協と敵対するのではなくて、総合農協は総合農協としての役割を果たしてもらいます。今、大泉先生も言われましたように、米を販売していくため、今までの農協とは違う販売の仕方を進めて行きます。特に実需者との結びつきを強めていきます。そして、先ほど言った対象生産者ですね。

現在、私が考えているのは、全国1万3,000の農業生産法人がいますが、その1万3,000を対象として呼びかけをしようと思っています。呼びかけるためには、この組織はこういう組織だ、こういうことを目的としている、いわゆる組織の事業計画を全部作りますが、連合会の事業計画の要は、お金の問題です。要するに、お米の売買の実務が発生します。前渡金、仮渡金、精算金はどの段階で支払われるのか、農協とは違う金融システムが構築できるのか、そのことに賛同してくれる金融機関があるのか、それを考えています。

それともう一つ。これは全国組織として考えています。そのため、金融機関も含め様々なシンクタンクが、ここの組織に賛同してくれることにより連合会全体をシンクタンクにするということです。今、それぞれの金融機関や民間企業、そして国の中にも様々なシンクタンクがありますが、それがそれぞれ別々の角度から検討し、その提案を持っています。今、日本で必要なのは、それぞれのシンクタンクの垣根を越えて、本当に日本の農業はどうあるべきかということを真剣に議論し、そしてそれを実践してくれる組織、実践させる組織としてこれが作ればなと思っています。

私は農家であり、65歳になります。昨日まで稲刈りをしていただけですから、そんな急な立派な意見があるわけではないのですが、長年の夢をここで話をさせてもらっています。

○金丸座長 本間先生、どうぞ。

○本間専門委員 大泉先生にお伺いします。

農協が変質してしまっているということが大問題で、その変質の一番大きなところは、いわゆる准組合員の増加だと思えます。正組合員の数そのものの問題もあるのですが、253万戸しか農家がないところに500万近い正組合員がいるということ自体も問題なのですが、そこは置いておきます。准組合員はそもそも設立のころは余り重要ではなくて、地域にいるから農協を使えるようにしようねということだったのだけれども、それが膨れ上がってしまった。いわゆる職能組合といいますか、農業協同組合はそもそも農業者のための組合だったものが、准組合員が増え、数だけで言えば逆転してしまっている。これを放置しておくということは、農協自体の改革等々のブレーキになるのではないかということで、簡単に言えば、准組合員をどうするのだということが農協を考える場合のキーワードの一つだと思うのです。

この准組合員が認められているのは農協だけであって、そこをもう取っ払ってしまえという乱暴な議論が一つあるかもしれません。ただ、方法としては、准組合員を切り離して、別の組合として、農協がその地域に准組合員を対象に別の組合を作ってもいいと思うので、むしろ農協は農業者に、いわゆる正規組合員に徹した組合として、准組合員のほうは同様のサービスを提供しながら、別組織とする。地域経済協同組合みたいなものですかね。そういうほうが何かすっきりするのですけれども、そのあたり、准組合員をどうするのだということについてお考えがあれば、聞かせてください。

○大泉教授 農協は農業者の組織に純化したほうがいいという御意見ですね。

私も、法律上考えれば、そのほうがいいのだろーと思えます。

先ほどの農協法改正を誰が発議するかといった場合に、多分農水省は発議しないと思うのです。どうしてかといったら、農業者の組織に純化できるかというテーマがやはりあるのだろーと思うのです。それで、多分できないのです。農協もやりたがらないと思います。展望がないのです。この法律を前提として、現状の農協と整合性を持たせるような法律は多分作れないのだろーと思うのです。

とすれば、どういうことが考えられなければいけないのかというと、私は農協が栄えて農業が減ぶパターンが一番まずいと思っているのです。とすると、農業を発展させるためには、案として先ほどちらっと申し上げましたが、この農業部分で農協に営農販売会社を作ったらどうか、涌井さんのような会社を作ったらどうかということをお勧めしようと思っているのです。それができなければ、農業から撤退したらどうかということをお勧めしようと思っているのです。それは子会社化しなさい、独立しなさいという話なのです。これはある意味、本間先生は、かつて規制改革会議で信用・共済の分離ということをおっしゃいましたが、これは逆の分離ですね。本体が信用・共済事業を残しながら、農業部門に関しては分離、独立する。

単協を見ていると、営農指導体制が弱体化していますから、しかも、もう単協は御承知

のように金融機関ですね。その人たちにこれから営農指導員の人件費を出しなさいといっても、多分理事会は通らないと思うのです。そうなってくると、やはり農協にとっては営農部門をもてあましています。だったら、ここに手を差し伸べて、農協さん、あなたはもう営農を子会社化してしまいなさいといったことをひしひしと言いつける。それに反対するのは、多分中央会ぐらいなものだろうと思います。全中が農業をベースとしながら、米事業をベースとしながら、政治的な影響力を行使したいという思惑がちょっと触れるぐらいであって、そこさえクリアすれば、このスキームは行くのではないかと最近を考えています。

○金丸座長 林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

私も大泉先生に質問させていただきたいと思います。

「農協法の改正等の論点」という資料2の4番のところなのですが、具体的には(3)の先生の御提案というのは、多目的事業を展開して、本末転倒になっているということの帰結として、私はむしろそういう営農ではない部分が、金融部分がメインになってしまっていることを批判されているのかと思ったのですが、今のお話ですと、そこを乗り越えて、農業協同組合法第10条に組合ができる事業というものが、デリバティブまで書かれているのですが、そういうところを残して、営農は切り離してしまってもいいという御提案なのでしょうか。

○大泉委員 非常にいいところを突いてくるとは思います、私はやはり農協にそれを考えてほしいと思っているのです。私には、考えはないのです。むしろ、農業を発展させてほしい、成長産業にしてほしい。そのときの、農業を成長産業にする担い手は、もはや農協ではないということだけは分かります。農業生産法人をやるような人、あるいは株式会社でやるような人たちが多分発展させていくのだろうと考えております。

しかし、農協をどうするか。農業を発展させる、そういう使命を帯びた者が、そういうものができなくなった時点で、それは農協さんがお考えなさいということをお私には実は提案しているつもりなのです。それを国民的な議論に付しましよと。国民がどういう結論を出すかということをお考えてみましようということが、私の提案であって、それで販売営農会社を作ったかどうかとか、あるいは稲から何か脱却したらどうかという話は、実は彼らがそれでビジネスとして展開できるようになれば、それはそれでいいのだと思っています。そうすると、それは切り離したほうがいいですねという帰結になるのではないのでしょうかということをお予測しているものであって、提案というところがちょっと違うかもしれませんね。

○金丸座長 渡邊専門委員、その次に北村専門委員に行きます。

○渡邊専門委員 大泉先生に質問なのですが、今の農協に考えてもらえばいいというお話で、例えば単協で考える、あるいは大潟村農協のように営農支援を考えているところというのは、全国に幾つかある。ただ、そこは非常に例外だという感じがしております。農協というものを考える場合に、単協と系統の上部団体と2つ、似て非なるものをひ

つくるめて農協と言っている部分がございます、先生の資料の中でも御指摘があるように、結局、全国組織の上意下達で、単協に物を考える力が非常に薄れている。だからここの現状になっているので、そういう現状のところに、先生がおっしゃるように、農協で考えてもらえばいいといっても、誰が考え始めるのだという、スタートがまた振り出しに戻るような感じがするのですけれども、そのデザインをもしも何かお考えのところがあれば教えてください。

○大泉教授 農協に考えてもらえばいいというのは、農協が考えるべきだという話であって、農協はそれができるとい話ではないのです。

これほど法律違反的な、違反だとは言いませんが、違反的な状況があつて、それを含めて国民的な議論に付すべきだろうと思つているのです。農協が考えればいいというのは、その国民的議論を農協がやりなさいと。もっと言うと、全国農協中央会がそれをやりなさいと。そこにはいろいろな経団連、経済同友会等々も含めた様々な人たちの議論の場に出ていって、それで議論をしましょうと。最後は法律改正ですよ。そこまでにらんで全国農協中央会の方々はおやりになる必要がありますねと。これはどうするのという話になってきて、それで国民的な議論に付しましょうという話なのです。

もう一つ、単協と全国連との関係ですが、経済事業から徐々になくなっていくといつたら、全国連の事業としては、全農の販売部門は恐らくなくなってくる。全農にとつても、購買部門で3兆円ぐらいの収益があります。販売部門では3,500億円ぐらいしかないのです。だから、これを削ったとしても、大して痛くない。もちろん3,500億円というのは大した額ですけれどもね。信用事業1兆円だとか、あるいは共済事業5,000億円だとか、そういったところで多分全国連は全国連として動けるのだらうと思つます。単協は700しかないですから、このマネジメント能力をつけていく。ですから、農家だけではなくて、農家にも涌井さんのような経営者もいらっしゃるけれども、そうではなくて、ちゃんとしたマネジメントができるような人たちを単協のトップ、経営陣に据えていって、お互いに切磋琢磨ができる、マネジメント能力のある農協を作っていく必要があるのだらうと思つています。

○金丸座長 北村専門委員、お願いします。

○北村専門委員 私も渡邊専門委員とよく似た質問になるのですけれども、農協はそれぞれ3段階制になっておりますね。それでそれぞれが独立した法律を持っていて、関与しないと言いつながら、関与しているという特異な組織で今日まで守られてきているというのは事実ですが、今、一番単協に必要なのは、独自性だと思つます。独自性と言つたら正しいのか分かりませんが、先ほどから御議論があつたように、単協は上からの指示によってほとんど動いている。最後の経済部門だけが単協でやろうとしたときに、ほとんど単協で経済部門を賄うだけの力がないというか、そこが赤字にぼんと出てきて、必要ないのではないかという話に行くのですけれども、やはりこれは単協の在り方そのものをもう一回、農協自身なり、農協が考える必要があるのだらうと思つます。

要は、農協にも農家と同じように、人材不足みたいなものが発生して、これだけ

くさんの農協を支える人材に窮しているのなら、やはり農協の経営陣に、単協の経営陣にもほかから入れる、外部から入るといった形態も少し考えたほうが、平準的に時代に合ったような経営ができるのではないかと思います。

今、やっておられることは、以前から見ますと、非常に進化と言ったら正しいのか分かりませんが、非常に変わってきておりますね。地域性も非常に強くなって、強くなり過ぎて行政の片棒をかつぐようなことも結構やっておりますが、それにしても、やはり単協の仕事というのは非常に多岐にわたって、実際に現場でやるときには、やはりそういう外部からの人を入れるとかという発想も経営陣の中にあってもいいのかなという思いはちらっとするのですが、先生はどうお考えですか。

○大泉教授 北村さんのような経営者が農村の中にいるということが大事なのですけれども、同じ石川県でかほく農協が営農指導員を農村に、つまり農地を耕作しると。やがてはブドウを作ったり何かして、それで新たな営農集団を作っていくということをやっているわけですね。これは、なかなかよくやっているなと思っているのです。

かほく農協は、おっしゃるようないいマネージャーがいるわけですよ。そうすると、営農経済事業も多分うまくいくのです。だけれども、多くは多分うまくいかないだろうから、全国連が何かいろいろああやれ、こうやれと言うのですけれども、そうなったときにテリトリー制が問題になりますね。この農協が潰れてしまったら、この地域の農協の人たちはどこにも行きようがない。テリトリー制を廃止して、優秀な農協はどんどん拡大できて、石川県の北村さんのところだったら、場所が違うけれども、かほくに入っているよとか、あるいは福井の人が入っているよとか、こういう経済原理で動いていけば、農協も潰れていっても、それなりにカバーできるだろうと思います。

多分、涌井さんが考えているのは、県段階でとまっているようなものを全国段階でやりたいという話なのだろうと思うのです。もはや農業は市町村レベルで収まっている農業ではないし、県レベルで収まっている農業ではない。やはり全国で考えなければいけないレベルに入ってきているから、やはり農協のテリトリー制の領域も少し考えておかなければいけないのかと思うのです。いいマネージャーがつくというのは大賛成です。

○金丸座長 ありがとうございます。

後藤田副大臣、どうぞ。

○後藤田副大臣 今日はありがとうございます。

先ほどはテレビがあったので、堅苦しい御挨拶になりましたけれども、私はもう14、15年国会議員をやっていますが、原点は生源寺先生の『アンチ急進派の農政改革論』を石破先輩に読めと言われて、あれをずっと1年間勉強したのが始まりでございまして、その後、1年生議員のときに農林部会で松岡さん、鈴木さんに並ぶ部会で一番最前列で手を挙げて、減反はおかしいと、ウルグアイ・ラウンドの6兆円は何にどう使ったのだと叫んでいたのが14年前でございまして。

そういう意味におきましては、あの頃から変わったのかと聞いたら、なかなか変わって

いない、私の非力さを感じますが、しからばどうしようかということで、農産物輸出をやるということ、晩年、松岡さんも改革派に変わりまして、一緒に3回ほど中国に米の輸出で行きました。検検総局を説得し、米だけではなくて、うまい米を食べさせるためには炊飯器もいるなどナショナルの副社長も連れて行きました。宮城、新潟、滋賀の組合長も行きました。しかし、実は後から聞くと、余り積極的ではなかった。私の地元でそのことを10年前ぐらいに言っても、余り反応していなくて、加えて食育基本法も私が議員立法で初めてやった法律でございます。あれもバランスガイド、当時、農水省の勝野さんという女の子、私の地元徳島出身ですが、一緒に作ったわけでございますが、こういうことをやりながら、いろいろ農協も頑張ろうよと言ってきましたら、なかなかついてこないというか、現状維持、前例踏襲ということで、先ほど涌井さんのいろいろなお話はすばらしいと思いました。

私は、全国で農機具をリースするというのは、なるほどなと思いました。私もいつも農協の人や農家の人に、大体、水を引いて、田植えをして、稲を刈って、脱穀して、何個の機械を持っているのだと。私も地元を回ると、3、4台持っているのですよ。こんなばかな話はあるかと。どうして共同で使えないのだといったら、同じ時期に水を入れて、同じ時期に稲を刈らなければいけないのだという言葉がいつも返ってくるのです。ですから、今のようなお話は、絶対これはできるなと直感的に思いました。

最後のところで、いわゆるシンジケートローンですね。これをしっかりやってくれという、多分強いメッセージがあったかと思いますが、これもいいと思います。

私、詰まるところは、結局、競争ツールを第三者に与えるかどうかではないかと思っています。大体「J」のつくところは、JALにしても、JTにしても、電力もそうですよ。結局、民業を圧迫して、うちの先代も国鉄民営化、電電公社の民営化を中曽根改革でやったのだけれども、結局国鉄などは24兆円の借金を棒引きにして、今は民間でございますと、あらゆる民業を圧迫して、えらいもうけて、これからリニアだ、9兆円だとふざけたことを言っていて、こういうことからすれば、私はいわゆるNTT独占時代に、今、KDDI、ソフトバンクがあるように、JAに対してもう一つ作れという、こういうことなのではなかろうかと思っていまして、私はこれは大賛成でありますし、ぜひこの委員会でも、そういう視点でやっていただきたい。

ただ、私は田舎なので、中山間地域もあって、海沿いもあって、そういうところなのですが、やはり農業にも、生源寺先生いわく、農業というのは納税者負担型もしくは消費者負担型か、ここに最後尽きるということも書いてあったと思うのですけれども、やはりそれに加えて農家というのは、政策的農業と産業的農業、今は政策的なものに、先ほど大泉先生がおっしゃったように、政官との関係、コミットした、それは政策的なものだと思うのですけれども、やはり政策的なものも必要なところもあろうかと思うのです。これは多面的機能の問題とかも含めてですね。そうすると、これは正に郵政と一緒にではないかと。いわゆる地方は大変だと。都会の郵便局は民営化してもいいけれども、過疎地域のユニバー

サルサービスはどうなってしまうのだみたいな話が出ていて、当時、民営化も中途半端に終わっていますが、要は、私は地方の特定郵便局などは税でやればいいし、農業も政策的な農業は税でやればいい。あとは民間に開放して、いわゆる先ほど言った競争ツールを第三者に与えるというのと同時に、今までの農協の独占的ツールをどうはく奪するか、ここではないかと私自身は思っております。そういう私の個人的な頭の整理についての御感想です。

最後にもう一点。これは結局、農協も農産物が高く売れば余り農家も困らないと思うのです。詰まるところ、今、台風災害でネギの値段が上がった、鍋の野菜の値段が上がったとあって、本当は農協というのは価格交渉ができる。アメリカの畜産業界などというのは、値段を上げたりして、いわゆる大型小売店舗と対等に交渉しますね。大泉先生にお伺いしたいのですが、なぜ農協はそういう交渉ができないのか。先ほどの営農というか、販売のほうですかね。そういったところも含めての問題があるかと思うのですが、もう一つは、農産物の適正価格は一体何なのか。農産物の適正コストは一体何なのかというところをみんな国民的に理解した上で、なおかつ努力したものに対して、いいものに対しては高く買えばいいし、必要最低限なものはやはり守らなければいけない。これは医療みたいなものだと思うのです。医療も混合診療を今、金丸さんや林さんにいろいろやってもらっているのですけれども、あれも頑張ったお医者さんには全然評価がなくて、1、2年の医者とベテランの医者で同じ手術をしても、同じ価格なのです。こういうことともつながってくるのかなと思います。

本当に国の縮図のような課題でありますので、ちょっと長くなりましたが、今、申し上げたことを含めて、御感想、御見解を聞かせてください。

○涌井代表 この連合会には前の組合長にこの事業の監査役ということで頼んで入ってもらいました。

その時、前組合長は、全農は人員整理を進めており、3万人ほどいた職員の2万人以上は関連企業の運送会社から病院も含めてあらゆるところに入ったとのこと。課題は単協であり、単協は今、二十万人以上の職員がおりますが、単協職員の行き場所がないとのこと。だから、農協改革というのがいろいろされるけれども、今日もそうですが、農協改革の議論をするときに農協の人は誰もいないわけですが、他人の会社を改革する話を幾らしたって、他人にしてみればいい迷惑な話で、痛くもかゆくもないわけで、改革の声が高まれば高まるほど改革の指摘を受けた団体は団結しようとなるわけです。

前の組合長いわく、まず農協が一番困っているのは、単協の職員二十万人以上の行き場所だよなど。そこで今、農協は合併を繰り返しております。赤字会社と赤字会社が合併しても、だんだんマイナスの幅が大きくなって、最後に全県一致農協に進んでおりますが、後がありません。後がないときに、初めて改革が進むのだろうけれども、それはもう遅いわけです。しかし、全国の単協の二十万人以上の職員は、活かしようだと思っております。やはり人的資源もあるし、金もあるし、設備も全てないものはない。ないものがあるとした

ら、夢と希望がないだけです。それさえ足してやれば、やれるのです。

私たちがこういう話をすると、昔は「弱者を切り捨てる」、「弱い者は死ねということか」と必ず言われました。最近そういうことは少なくなりました。日本の農業従事者の6割が67歳で、もう3年もたてば後期高齢者の仲間入りをするわけです。私も65歳になりました。例えば減反が始まって44年になりますが、その時に生まれた子が、今、農水の幹部になっております。農水の幹部はみんな減反が始まったときに生まれた子なのです。だから、先輩たちが作った減反政策を今の人たちがなくすのは、先輩の政策を否定するようになるかも知れないけれども、一日も早くこれはなくさなければなりません。なくすことから、改革が始まるのです。減反をやめたら米価が下がるから、減反を廃止しては駄目だなど、そんな無茶くちな議論はないのです。TPPをやったら米価が下がるから、反対だと言いますが、日本の米を食べているのは日本人ですよ。日本の米を食べている多くの方は、輸出関連企業に勤めているわけです。農協の組合員でもいっぱいテレビや自動車の会社に勤めているわけです。

本当に大事なことは、日本の米を食べてくれている消費者の生活が豊かになる政策は何か。そこ1点に限ります。農業は、農家のためのもではなく、国民のための産業なのです。農業が農家のものなのだと錯覚したときから産業は減びていきます。農業は国民のものです。TPPに参加しようがしまいが、国民にとって必要であれば、農業は残るのです。そのときに産業としての農業をやれる場所と産業としてはできないけれども、社会政策としての農業があることによって、その地域が残れる、環境が維持できると思うのです。しかし、ほとんどのところは離農してやめていきます。それで、その組合長が言ったのはこういうことです。

大事に持ってきた田んぼの資産価値がゼロになる。農業が荒れていけば荒れているほど、昔10アールあたり100万円だった土地が今は20万、30万、40万。今は、ただでも借り手がないのです。水田を全部40万円で買っても、450万ヘクタールの全農地は10兆円にしかありません。20兆円以内でみんな買えるのです。だから、やめる人の土地の値段は安いことから高いのまであるけれども、純農村として残る場所は10兆円で買って見たらどうか。それを次の人たちに産業として営農できるように貸したらどうなのでしょう。

産業政策があって、社会政策があるのです。社会政策だけではだめなのです。2つのバランスがとれたようなやり方をしていくということです。

先生、大体この辺でよろしいですか。

○金丸座長 最後までスピーチが続くのかと思ってしまいました。

○大泉教授 涌井さんのお話を受けて言えば、やはり米価から離れないというのは、社会政策なのでしょうね。ですから、米価維持というコンセプトにずっとしがみつかざるを得ないというところが多分あるのだらうと思います。この米価をそうではなくて、市場原理に任せて、今、言った弱者がどうなっていくかというここが一番の関心事としてあるのだらうと思うのです。

ただ、今の米価を維持している状況でも、水田農家は年5、6%ずついなくなってしまうのです。今110万戸ぐらいですから、10年もすれば60万戸が稲作から撤退をしてしまうのです。つまり、半減してしまうのです。10年で今の110万戸が、今のトレンドでいけば50、60万戸になるのです。

これは誰が稲作を担うかといったら、大規模化をして、収益力の高い農家にやっていただくほかないのだろうと思うのです。それが進まないのが、今度農地中間管理機構という方法が出てきたのだろうと思うのですが、その際に重要なのは、販売主体というか、農業をやっている主体がいかにかに売るか。価値をどれだけつけられるかという話なのだろうと思うのです。高付加価値、高生産性農業というのは、ただ漫然とやっていては多分できないのだろうと思うのです。だから、農協は価格形成力がないというのはなぜかという、みんな委託販売なのです。自分自身の販売に対して責任をとっていない。農家から預かって、それでただ単に市場に持って行く。米に関しては、いろいろな細工をすることがあるけれども、それは市場原理ではない。

考えてみると、価格はやはり市場で決定されて、お客様が決定するのだと。それが適正価格の一番のコンセプトなのだろうと思うのです。それで生活ができないということであるとすれば、その生活ができないことに対して公共的に意味があれば、あるいは社会的な意味があれば、財政でもって支援していくという必要があるのだろうと思うのです。

米に関して言えば、大体1ヘクタール未満の80万戸は、どんなに作っても赤字なのです。赤字であるのだけれども、それを委託すると、地代収入が入りますから、黒字になってしまうわけです。自分でやると赤字で、自分の農地を他人に貸すと黒字になるという構造は、社会構成としてはどういうことが必要なのかというと、やはり委託して地代を得る。そのことによって自分自身が農業をやりたいのにやれないという話になってくるとすれば、実は農村の中には畑もあるし、規模拡大した農家は多分水管理だとかは、何カ所にも散らばってしまいますからやりたくないのです。そこは地主さんにやっていただいて、地主さんに賃金を払うとか、こういう農業のやり方があるし、北村さんのところの直売所などは、正にじいちゃん、ばあちゃんたちが、本来的な農業から撤退したような人たちが自分自身の自給野菜の延長上で販売することによって価値を得る、こういうことができてしまうわけです。

ですから、稲作からリタイアした、やめたといっても、価値をつける部分というのは農業は多様にあって、副大臣のところの上勝もそうですね。馬路もそうですし、多様に価値をつけるところがあるので、そういう中で市場で発見していくという行為がこれからの農業では大切なだろうと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

後藤田副大臣、どうぞ。

○後藤田副大臣 先ほど申し上げた質問で改めてなのですが、適正価格、適正コスト。先ほども私は、NTTの通信の問題との比較、また郵政との比較、医療との比較を申し上げ

げたのですが、医療というのは正に出来高払いだから、どんどん病院が増えて、医者が増えて、みんな医学部に行かせて、それでももうかってしまうからああいう状態になっていて、農家は逆のパターンをたどっていますけれども、やはり診療報酬、医療もそれをちゃんと政治が決めるのです。それで高いだ、低いだと政治的にわあわあやっている。米価もそういったところがあるかと思うのですが、では一体本当の適正価格、農協さんも頑張っているところもあると思うのですが、それがいわゆる管理費というか、そういうものがなくなって、新しく涌井さんのような方々が出てきたときによって、管理コストが相当削られるわけではないですか。そうなったときの本当の適正コストと最終的に消費者にわたる適正価格というのは、今、どういうふうを考えればいいのかということを改めて聞かせていただければと思います。

もう一点、最後は、私は団体統合をずっと論じてきたのです。私のところは田舎ですから、まず土地改良があって、農業委員会があって、そして県の普及事業があって、農協の営農があって、そして市町村に行くとも耕地課があるのです。もういい加減にしろと。農家はそこに全部行かなければいけないのかと。ワンストップにしろと言って、私はずっと十数年前からそれを言ってきたのだけれども、それに関しては、現場から見てどうかなと思ひまして。

○涌井代表 あきたこまちの農家価格は、玄米60kg 1万1,500円です。全農相対価格は、1万4,600円です。そして単協の直売価格というのが1万3,800円です。これで3つの価格が出ます。

先生が言われたように、今、農協は農家からの委託販売のため、幾らになってもいいわけです。予定した価格で売れなかった場合には、仮渡し金を返してもらいますという条項もあるわけです。

ですから、本来これは買取りにしたら、何としても農家から高く購入し、実需者に安く売るにはコストを下げなければいけない。連合会の運営のためには、農家のメリットは何か、業者のメリットは何かと言われたときに、例えば農家に1,000円高く払うと1万2,500円、卸業者に1,000円安く売ると1万3,600円にしても、まだ1,000円のマージンがある。ただ、これはシステム的な問題で500円まで下げることができるのではないかと思います。

例えば8,000円の米価になって日本の農業が成り立つようなコストは、肥料は幾らなのか、農薬は幾らなのか、農業機械はいくらなのか、地代は幾らなのか、あらゆるコストを検討しなければなりません。

次に、農地を集積して買うとき、売るときに税金がありますね。税金の面も含めて、一般的には、農家だけコストダウンの会話をしていますが、そうではないのですよ。農家にかかわる様々な団体、様々なメーカーさんのコストがどこまで下げられるかによって、米価が下がります。ただ、それは国民にとって日本の農業が必要であるか否かを国民に選択してもらおうのです。そこで必要であれば、農業を残す政策は別個に出てくると思うのです。

そういう意味においては、米価というのはそういう意味で考えるし、米価というのは今

そういうふうになっているので、その無駄をとらない限りは絶対に下がらないと思います。

○後藤田副大臣 団体統合はどうですか。

○涌井代表 今回、農地中間管理機構の中で農業委員会、土地改良区はみんな議論の段階で外していますね。前の組合長は、土地改良区の理事長を長くやっていたので、土地改良区というものを全く無視、入れないで基盤整備するといっても不可能だよと。今はばらばらになっているからおかしくなるのだから農業委員会も土地改良区も一つにくっつけてしまったほうがいいと思っています。

○金丸座長 ありがとうございます。

林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

大泉先生にまた質問させていただきたいのですが、現状、いろいろ問題があることは分かったのですが、それを改めるためには、農協法を改正する必要があるのか、それとも涌井さんのような活動を後押しして、農協の活動分野において、より競争的な環境が生まれるようにすれば足りるのかというのが1点。

それから、先ほどの資料4の(3)にあります事業のところですが。農協の事業の在り方を見直すときに、先生が書かれている「その際『食料・農業・農村基本法』との整合性を如何に考えるか」ということがあるのですが、この御趣旨をもうちょっと教えていただきたいと思います。

○金丸座長 お願いいたします。

○大泉教授 先ほどの適正価格などというのは、むしろ本間先生が得意とするところなので、後で。

要するに、価格は市場原理で決定して、それで直接支払いをするときに政治的に考えなければいけないから、その額をどう考えるか。そのとき適正価格などという話が出てくるのだらうと思うのです。

かつて1万5,000円が高いとか、低いとかという話がありましたので、これはかなりディスカッションの中で決まる話ですので、政治的な色彩が非常に強いものになってくるのだらうと思うのです。

今、質問をいただきました法改正か、あるいは実態進行か。両方なのだと思うのです。私は、むしろ昔から元気のいい農業者をどんどん作ったほうがいいということで、80年代後半から90年代にずっと主張してきたのです。機関車農家論と言っていたのです。機関車が走れば客車も走る。兼業農家は客車だから、機関車を育てなければいけないのだという話をずっと言ってきたのです。

ただ同時に、それでもその人たちが成長していくと、どうもいろいろなところで農協とバッティングしてくるのです。これをどうしたらいいのかというときに、やはり今回のTPP騒動もそうですけれども、農協は少し戦後つくられた使命だとか、構造だとかということ

と変わってきているにもかかわらず、行動原理は相変わらず市場対応的な組織ではなくて、対抗的な組織の形態を維持し続けている。自律性がないということで、しばらく農協自身がこのギャップをどういうふうに考えるのかということのみずから考える期間があつていいのではないか。それは国民にも開いて議論するのだよというところを同時にやることによって、農協法の改正ということを挙げたわけです。

食料・農業・農村基本法との整合性をというのも、学者としては、本間さんや、生源寺さんや、私たちが専門委員として入って作った法律なのですが、市場原理をもとにして、経営者を育てて、それで食料供給をして、農村も豊かにしようねという話が、あり体に言ってしまうとそういうことなのですが、そうなってくると、農協がそれに全て適合的かということが問題になってくるわけです。そこを考えたほうがいい。

ただ、これを書いたときの一番大きな趣旨は、限界地で農協支所が撤退しているのです。ところが、地域マネジメントとか協働的な地域づくりとか言っているながら、どうも農協さん、食料・農業・農村基本法で言っている農村対応が違うのではないのというのがあって、ここに入れたわけでありまして。

それから、団体統合に関しては難しいのですけれども、多分、農村の中の団体はあんなに要らないのです。もっと言うと、農業委員会等々は、土地改良の人たちが農地情報を全て管理しているのです。ダブっているのです。市町村にもよりますが、むしろ農業委員会のほうのデータが薄い、少ない、整備されていない状況にある。ですから、農地の流動化だとか何かを考えるときには、むしろ土地改良を入れたほうがいいと私は思うので、それは農協との折り合いは余りよくないので、団体統合が一気にできるかどうかというのは疑問ですけれども、少なくとも土地改良あたりはいろいろなところを吸収して、むしろ農村のキャッチャーといえますか、地域マネジメントできる主体として位置付けたほうがいいのかもしれないと思っています。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 1点だけ、簡単で結構なのですが、大泉先生にお尋ねしたいです。

農協の組合員の年齢構成が今、非常に上がっているではないですか。数学的にグラフを見ると、どう考えても20年後には持ちこたえられない構造になっているのです。素人で考えても、多分これは持たないねと感じると思うのですが、それについて何か抜本的にJAグループが打開策を何らかのコメントで発言しているということをお聞かせいただけますでしょうか。

○大泉教授 農協は、農協の大会でおっしゃっています。若い組合員の拡大。これは危機意識をもう既に持って、涌井さんや私たち年寄りには要らない。若い人間をもうちょっと組合員にしよ。これが今、農協が最大のエネルギーをかけてやっていることです。

○松本専門委員 でも、実際問題、農業に若い人が来るなどという楽観論的なことは無理

なわけですがけれども、現実的にそれは実現できるとお考えですか。

○大泉教授 農協が農業に特化した団体ではなくて、地域協同組合的な性格を持っていくとしたならば、地域の中には農業者ではない若い人たちもまだいますから、そういう人たちが農協の組合員になることは可能だろうと思いますし、もう一つ、農協は株式会社の農業参入に反対していますけれども、株式会社を自分自身の組合員として組み込むのは法律上何の問題もないので、取り込めばいいのではないかと思っているのです。何でそんなことをやらないのかと思っているのです。そうすれば組合員もふえるし、自分たちの経済基盤も。ところがだめなのです。不思議なのですけれどもね。

○金丸座長 ありがとうございます。

そのほか言い足りないこととか、聞き足りないこととかございますでしょうか。よろしいですか。事務局もいいですか。

では、本日は、本当に有意義な時間を過ごさせていただきまして、ありがとうございました。

涌井さん、遠いところをありがとうございました。